

地域協議会だより

Vol. 1 2 (2016年2月15日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
長野市大字南長野字宮東 452-1
長野県土地改良会館別館 3 階
会 長 秦 久 昭

❖ 寒中お見舞い申し上げます！

年末の暖冬から打って変わり、一月は、大雪と厳しい寒さが続きました。一年で一番寒いと言われる時期で、運動不足になりがちです。適度に体を動かし、健康でお暮らしてください。

さて、今回の協議会だよりは、主に1月に開催した「第3回技術研修会（鳥獣害防護柵の適正管理）」と「広域化研修会（市町村職員対象）」についてお伝えします。



❖ 第3回技術研修会〔鳥獣害防護柵の適正管理〕

本年度、第3回目の技術研修会（テーマ：鳥獣害防護柵の適正管理）を、1月27日（水）に塩尻市の「塩尻総合文化センター」で開催しました。当日、会場周辺では、数日前の大雪の後片付けが続いているなか、県下各地から70組織、約250人の皆さんに参加して頂きました。4人の講師の方から、パワーポイントを使った鳥獣害対策などの講義の後、熱心な質疑応答が続き、参加した皆さんの鳥獣害対策への関心の高さが伺えました。

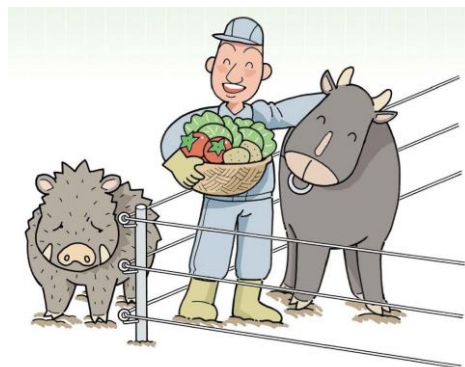


1/27 塩尻総合文化センター

● 研修の目的

近年の野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備等が必要となっています。また、電気柵の事故等も発生し、適正な設置管理が必要になっています。今回の研修会では、交付金を活用した有効的な鳥獣被害対策を実施することを目的に開催しました。

研修会では、以下の4テーマの講義を受けました。



1. 多面的機能支払交付金を活用した鳥獣被害防止対策

☆講師:農政部 農地整備課 技師 小板橋晴之氏

- ・多面的機能支払交付金では、以下の項目で鳥獣被害防止対策が出来ます。

活動名	実践活動	取組み
農地維持活動(地域資源の基礎的な保全活動)	農用地施設の適正管理	鳥獣害防護柵の適正管理
資源向上活動【共同】(施設の軽微な補修等)	農用地施設	鳥獣害防護柵の補修・設置
資源向上活動【長寿命化】	農用地に係る施設	鳥獣害防護柵の補修・更新



2. 鳥獣被害防止総合対策交付金の概要

☆講師:農政部 農業技術課 担当係長 山城政利氏

- ・防護柵(ハード)が実施できる事業は、以下のとおり。

事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金	シカによる森林被害緊急対策事業
ハード対策	侵入防止柵等の被害防止施設	囲いわなによる捕獲や防護柵設置
条件	地域関係者が一体となった取組	市町村や森林管理署による広域計画
事業主体	地域協議会又はその構成員	国、都道府県
交付率	県(定額)、事業主体(1/2)	定額



shutterstock - 320748920



「電気さく」の適正な設置管理のポイント

- ・「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。



※1 電気さくは、田畑や牧場などで、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置できます。

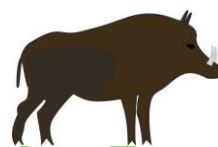


※2 設置する場合、以下の点が義務付けがあります。

①漏電遮断機の設置 (30V以上の電流の場合)
②電気さく用電源装置の使用
③開閉器(スイッチ)の設置
④危険である旨の表示



※3 設置方法については、経済産業省の出先機関等までお問い合わせください。
(中部近畿産業保安監督部：052-951-2817)



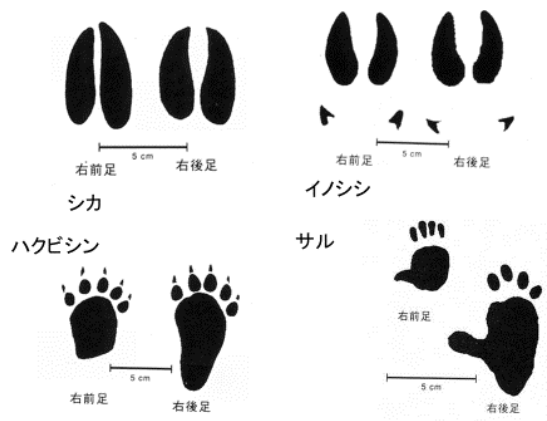
3. 野生鳥獣の生態と被害対策

☆講師:農政部 農業技術課 野菜花き試験場駐在 副主任専門指導員 岡部知恭氏

・野生鳥獣対策のポイント！

ポイント1	最初は、被害を出している動物を特定し、生態に応じた対策をとる。 被害発生⇒集落環境・動物の調査⇒鳥獣害対策の検討⇒捕獲・防御・環境整備
ポイント2	①捕獲(個体数管理)、②侵入防止(被害管理)、集落の環境整備(生息地管理)を集落全体で継続で行う。
ポイント3	設置後、侵入されたら、侵入した原因(柵の弱点)を調べ、すぐ弱点を改善する。

獣の足跡



獣の糞



74

防護柵の種類と特徴

- ・物理柵
強度と高さを持った柵により動物の侵入を防ぐ。
動物に併せた高さ・強度が必要。
- ・電気柵(心理柵)
動物が慣れることのない痛み(電気ショック)を経験させて、動物の警戒心により、柵に近寄りにくくさせる。
- ・物理柵＋電気柵
物理柵と電気柵を併用した柵。サルなどよじ登る動物対策に多く使われる。電気柵のみより、除草管理などしやすくなる利点がある。

野生鳥獣害の総合的対策



資料提供: 長野県鳥獣対策シビエ振興室 90

4. 農地中間管理事業の活用

☆講師:農政部 農村振興課主査 坂下広氏

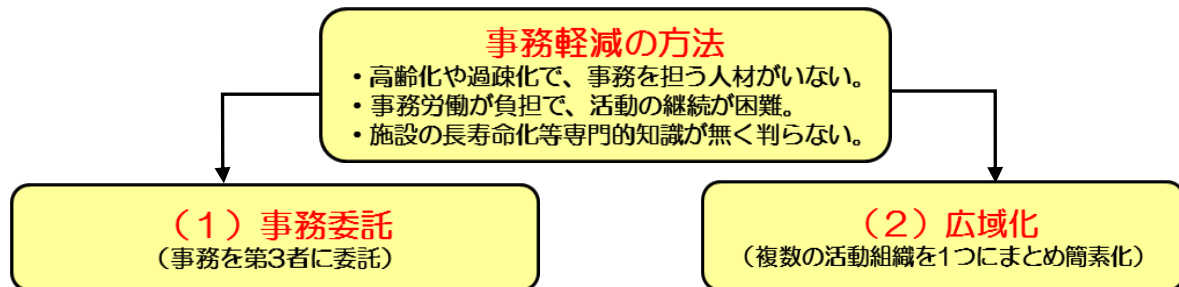
・多面的機能支払事業実施地区で農地中間管理事業の活用を推進する「事業推進協力員」の活動事例

項目	内容
協力員数	事業推進協力員
委嘱	長野県農業開発公社理事長が文書で委嘱
業務内容	①今後の農地活用について ②出し手農地の掘り起こし ③受け手からの希望農地の掘り起こし
完了報告	業務完了報告書を公社理事長に提出
謝金	農地の出し手から提出された農用地等貸付申込書 1件につき、2,000円

Y 多面的機能支払事業に係る広域化研修会〔市町村職員対象〕

1月28日（木）、長野市の長野県土地改良会館で、平成28年度に広域化を予定、又は検討している市町村を対象に研修会を開催しました。

農村地域の過疎化や高齢化などに伴い、事業制度が求めている書類作成は、活動組織にとって負担が大きくなっているのは事実です。また、活動組織数が増え、市町村職員の事務量が增大しています。こうした課題の解決方法としては、（１）事務委託や（２）広域化があります。



○具体的には、

- ・現在の活動組織はそのまま、負担となっている事務を第3者へ委託。
- ・事務の担い手としては、新規の事務局、土地改良区、JA等を検討する。

○メリット

- ・現在の活動組織はそのまま、負担となっている事務を組織外へ委託。
- ・活動組織は、事務を第3者に委託することで、事務負担が軽減され、共同活動に専念できる。

○デメリット

- ・委託料※は、組織が負担し、当然手元に残る金は減る。
（※交付金の対象）
- ・委託料は、事務の内容によって様々であるが、**規模や金額が小さい場合は、受託者がいないという課題がある。**

1/28 長野市
長野県土地改良会館 研修室



●事務軽減のポイント

○具体的には、

- ・複数の活動組織で統一したルール（広域協定）をつくる。
- ・広域化の要件は、旧市町村区域程度又は、200ha※以上。
※緩和要件あり
- ・統合した書類を作成管理する広域事務局を設置。
- ・各組織は、広域事務局を運営するための負担金を納入する。

○メリット（※広域事務局の設置が条件）

- ・統一されたルールの基に、自分の集落の活動に専念できる。
- ・旧組織の事務が圧倒的に楽になる。
- ・資材の共同購入や大型機械の一括リース等で経費節減できる。
- ・集落間の予算を流用できる。

〔市町村にとって〕

- ・集落数が多くても書類は1枚で済む。
- ・集落から活動に対する質問等は、窓口の事務局が対応してくれる。

○デメリット

- ・広域事務局の運営経費※は、当然組織が負担する。
（※交付金の対象）
- ・各集落は、事務から解放され活動に専念できる反面、事務局任せになり、事業に参画の意識が希薄になる。

※組織が大きくなると、総会は所属団体等からの代議員制をとる場合が多いが、毎年の総会等の決議事項を構成員全員に周知徹底すること。

※各市町村・各活動組織ごとに歴史や状況が異なるので、一律にどの方法が良いとは言えない。ネックとなっている事務を洗い出し、分析し、対応を検討する。

※既存組織を広域化する場合は、統一ルールづくり、広域事務局設置のため、きっちりと話し合いと合意が必要で、相応の時間を要する。

Y 事務局から

今回は、1月の2研修会について発行しました。
今後とも様々な事例を皆様に紹介してまいります。
特集内容の要望を事務局へ連絡してください。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

（担当：赤羽・小田切）

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>

